

『認定こども園移行による安井ゆりの花保育園入園に係る加点について』

令和4年度より安井幼稚園が認定こども園に移行することで、安井幼稚園と安井ゆりの花保育園は協力施設となり、安井ゆりの花保育園児は3歳から安井幼稚園へ入園という扱いになります。

このことにより同一施設扱いとなるため、弟妹が安井ゆりの花保育園入園を希望し、兄姉が安井ゆりの花保育園2歳児クラスもしくは安井幼稚園に同年度に在園する形となる申し込みに関しては加点対象となる場合があります。

加点される2種類の利用指数

- ①「兄弟姉妹が市内認可保育施設を既に利用しており、同施設の利用を希望する場合(兄弟姉妹が別々の施設を利用中のため、同施設への転所を希望する場合を含む)」

例1 35点加点(在園児対象)

現在の年少、年中児(認定に関係なし)の弟妹が、安井ゆりの花保育園へ入所を希望される場合。

- ②「兄弟姉妹で同時に利用申し込みをしており、同じ保育施設の利用を希望する場合」10点

例1 10点加点(新入園児対象)

兄姉の安井幼稚園への入園が確定している方で、弟妹が安井ゆりの花保育園への入所を希望される場合。

例2 10点加点(在園児対象)

現在の年少、年中児の10月頃に更新された勤務証明書において、新2号認定もしくは2号認定と認定された方の弟妹が安井ゆりの花保育園への入所を希望される場合。

※上記利用指数の加点については幼稚園ではなく西宮市が決定するものです。

※記載している例以外にも加点対象となるケースも考えられます。

※加点の取り扱いに関しては、非常に複雑なものですので、詳しくは西宮市へお尋ねください。

